

登別市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）について、登別市がその功績を認証し、就職活動を支援することにより、大学生等の消防団への入団を促進し、地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(認証対象者)

第2条 認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、大学、大学院又は専門学校（以下「大学等」という。）に在学中に登別市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者（大学生等でなくなった日から3年を経過した者を除く。）で、災害出動、各種訓練及び火災予防啓発活動等に年間5回以上出動した者とする。ただし、消防団長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項において、過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、登別市の消防団として活動した期間に合算することができる。

(申請)

第3条 認証を希望する認証対象者は、認証推薦依頼書（別記様式第1号）を消防団長に提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象者に顕著な実績があると認めたときは、市長に対して認証推薦書（別記様式第2号）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象者の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を消防団長に求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出されたときは、当該認証対象者の活動について速やかに審査を行い、功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証することを決定した場合は、消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（別記様式第3号）を、認証しないことを決定した場合は、学生消防団活動審査決定通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、登別市学生消防団活動認証状（別記様式第5号）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、登別市学生消防団活動認証証明書（別記様式第6号）（以下「認証証明書」という。）を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すこととし、既に交付されている認証状及び認証証明書の返還を求めるものとする。

る。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合。
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、消防本部総務グループにおいて所掌する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。